

相馬地区海岸防災林（相馬市大洲工区内）  
の再生に向けた活動に関する協定書（案）

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と公益社団法人 福島県森林・林業・緑化協会（以下「乙」という。）及び福島県（以下「丙」という。）並びに相馬市（以下「丁」という。）は、相馬地区海岸防災林（相馬市大洲工区内）の再生に向けた活動に関し、次のとおり（植樹及び保育管理に関する）協定を締結する。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づき活動を進めるために必要な事項を定めるものとする。

第2（（植樹から保育までの活動 or 保育活動）の名称、位置及び面積）

甲は、相馬市磯部字大洲58地番の一区画地0.10haにおいて、海岸防災林の再生に向けた活動を行うものとし、活動の名称は「〇〇〇〇」とする。

第3（活動の全体計画書）

- 1 甲は、乙に対しあらかじめ調整した上で、本協定締結の活動内容である全体活動計画書（別紙様式1）を作成し、本協定の締結日に提出するものとする。
- 2 乙は、甲の活動計画書の調整にあたって、丙と打ち合わせを行うものとする。

第4（活動実施計画書の提出）

- 1 甲は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により活動実施計画を作成し、乙と調整の上、活動を実施する30日前までに乙に提出するものとする。  
また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ乙と連絡及び調整を行うものとする。
- 2 乙は、甲から計画書の提出があった場合、速やかに丙と打ち合わせを行うものとする。

第5（活動実績の報告）

- 1 甲は、毎年度の活動実績について、活動完了後30日以内若しくは、3月末日のいずれか早い期日までに、別紙様式3により乙に報告するものとする。
- 2 乙は、甲から活動実績の報告があった場合、速やかに丙に提出するものとする。

第6（活動の実施）

- 1 甲は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙（活動参加者を含む。）及び丙は、適切な連絡調整を図りながら活動

の円滑な実施に努めるものとする。

- 3 甲は、活動参加者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあつては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

#### 第7（入林の際の連絡・調整）

甲は、本協定にある森林に入林する場合には、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、丙に書面（FAX による場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、甲は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

#### 第8（安全確保等の措置）

- 1 甲は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置し、事故の未然防止に必要な措置を講じること。なお、活動場所は工事車両及び一般車両の往来が頻繁に想定されるため、交通整理員を配置するなど、事故の未然防止を図ること。また、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すこと。
- 2 甲は、本協定に基づく活動の参加者の安全（緊急時の避難を含む。）を責任もって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくものとする。
- 3 甲は、乙及び丙による安全確保等の指導に従うとともに、是正指示があつた場合、速やかに改善するものとする。

#### 第9（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、甲が負担するものとする。

#### 第10（立木竹等の所有権等の権利）

この協定において、甲が植樹または造成及び管理したものの所有権は、丁に帰属するものとする。

#### 第11（標識類の設置）

甲は、活動にあたり、当該海岸防災林の管理上支障が生じないようにあらかじめ丙に連絡し、調整した標識類を設置することができるものとする。

#### 第12（法令等の遵守）

甲は、活動の対象となる海岸防災林に係る法令等の規定を遵守するものとする。

#### 第13（山火事防止等の措置）

- 1 甲は、当該実施箇所及びその周辺において、火災等の災害又はその他の被害

が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく丙に届け出るものとする。

- 2 甲は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に十分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに丙及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 甲は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。
- 4 甲は活動参加者に対して、トイレ等の対応を十分に検討し、仮設トイレ又は携行用トイレ等を準備するなど衛生面の対策を行うものとする。

#### 第14（損害賠償）

甲は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の県有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

#### 第15（活動実施区域の適切な管理）

- 1 甲は、相馬地区海岸防災林（相馬市大洲工区内）の再生を第一の目的であることを理解し、適切な保育管理を行うものとする。
- 2 丙は、当該防災林が自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

#### 第16（協定の破棄）

丙は、次の場合、乙及び丁と協議のうえ協定を破棄することができるものとする。この場合、乙は、甲に事前に通知した上で協定を破棄するものとし、必要に応じて、その事実、団体名等を公表するものとする。

- 1 活動の対象となる海岸防災林に係る法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいた活動の実施の見込みがない、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
- 3 活動実施区域（名称〇〇〇〇）の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 海岸防災林造成事業の実施又は海岸防災林の管理に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- 5 実施主体（植樹実施者）の資格要件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- 6 植樹実施者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、植樹実施として不適当であると認められる場合

#### 第17（協定の有効期間）

- 1 この協定は、平成27年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、甲から活動継続の申し出があった場合、乙は丙並びに丁と協議

のうえ5年間を上限として期間を更新できるものとする。

第18（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年〇月〇日

（甲）〇〇〇〇

印

（乙）公益社団法人  
福島県森林・林業・緑化協会

印

（丙）福島県知事

印

（丁）相馬市長

印